

大和市公告第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、大和都市計画用途地域の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年5月13日

大和市長 古谷田 力

1 都市計画の種類

大和都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市西鶴間八丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市まちづくり部まちづくり計画課

4 縦覧期間

令和7年5月13日（火）から同月27日（火）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。